

Parent's School 規約

第一条（名称）

本団体の名称を、 Parent's School（略称 P.S.） と称する。

第二条（目的）

当団体は、静岡県内の共働き・一人親家庭を中心に、学童を増やし待機児童を解消する方法ではなく、子ども自身が安心感や満足感を得ることができる空間を創り、親子関係の更なる充実に貢献する。

第三条（運営）

前条の目的を達成するために、次の活動をする。

1. 夏休みと春休みに体験型のイベントを実施する。（各 1 週間）
2. 静岡県・市教育委員会との連携を図る。
3. 助成金交付にあたっては、私的利用を禁じ適切な会計処理を行う。
4. 個人情報、適切に取り扱い、管理していることを確認する。
5. 毎月 2 回、会合を開催する。
6. その他、目標達成に必要なこと。

第四条（所在地）

所在地は、代表宅とする。

静岡県富士市中之郷 2 8 5 4

第五条（会員）

1. 会員は、当団体の理念に共感し、教育への意欲と情熱のある者。別紙名簿に定める。
会員として入会しようとする者は、代表にその旨を伝え、承認を得るものとする。

2. 入会の条件は、次の通りである。
- ・ 過去イベントに参加したことがある。
 - ・ 目的や想いに共感するものがある。
 - ・ 積極的に参加する意思がある。

3. 入会者は紹介者以外の第三者によって決定する。

第六条（役員）

この会には、以下の役員を置く。

代表 1 名

副代表 1 名

会計 1名

第七条（役割）

1. 代表は、団体を統括運営し、団体を代表する。
2. 副代表は、代表を補佐する。
3. 会計は、団体の会計を担当する。
4. 会員は、団体の諸活動に積極的に参加し、各責務を果たすものとする。

第八条（会運営費）

会運営費は、参加費・協賛金を募り、備品購入や保険加入費用などに充当し、運営する。
協賛金については、一口 2,000 円からとする。

第九条（会計監査）

会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日を持って終わり、会計担当者は毎年監事の監査を受け会員に報告をしなければならない。

尚、決算剰余金は、次年度に繰り越すものとする。

第十条（規約改正）

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

第十一条（設立年月日）

本団体の設立年月日は、平成 27 年 7 月 1 日とする。

第一二条（規約施行日）

本会則は、平成 28 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

1. 会の役員は次の会員とする。

代表 中川優芽

副代表 遠藤更菜

会計 栗田夏妃

渉外 櫻井日向子